

用の安定、労働条件の確保、必要な福祉にかかわる諸対策といふものが大幅に減ぜられて、労働法という形態で提案されておるといふことは、きわめて遺憾でありますし、中身については多くの不十分さを指摘することができると思ふのであります。

本日は、時間が午前中でございますので、個々の問題について質疑を深めていくことは困難に思ふので、三・三答申以後、労働省のほうで手が付けられました港湾雇用調整法と申しますか、調整案といふんですか、この大綱をつくられて、港湾労働法に移行していく過程まで、二・三答申を受けての労働省の態度と、直接主務官庁でありました運輸省の答申を受けての態度の中に、幾ばくか意見の食い違いがあったように見受けられます。

この食い違いが、今日の労働法という体系を必要とする港湾労働法の中に、幾つかの矛盾と弱さを露呈したのではないかと懸念されておりますので、この三・三答申を受けてから法提案の過程に至るまでの問題点について、おもに雇用の調整の問題、労働条件を策定していく中における労働使、政府の協議会設置の問題等を中心に、ひとつ労働省の立場、運輸省の立場を述べていただきたいと思ひます。

○石田国務大臣 具体的な問題や経過については訓練局長からお答えをいたしますが、労働省といふことは、三・三答申を受けまして、これを尊重し、あとより限り、その内容を法律の中に盛り込んで、港湾労働者の福祉の増進、生活の安定をはかりますとともに、港湾労働における必要労働力の確保という面もあわせて期待をいたすべく、鋭意立案に努力をいたしてまいりました。

その間において、運輸省との間でいろいろの意見の相違、調整を必要とする事項があったことは事実でございます。この三・三答申を生かしていきなすためには、むしろ労働側の立法も必要でございますが、しかしながら、同時に港湾行政の近代化もこれと並行していかなければならないのであります。ある程度と申しますか、運輸省側の意向、運輸省側の作業の速度、そういうものと歩調を合わせていかなければならない点が多々あるわけでありまして、それで当初私どもが考えましたものを相当程度変更せざるを得なくなつたことは、私としてもはなはだ遺憾に思つておりますが、先ほど申しました趣旨にかんがみまして、歩調を合わせていかなければならないという趣旨を尊重いたしまして、やむを得ず同意して提案をしたというところであります。

○佐藤(警)政府委員 大臣は参議院の予算委員会に出ておりますので、港湾局長でございますが、お答えいたします。

三・三答申におきましては、港湾労働者の雇用の安定と運送事業の近代化並びに港湾運営の近代化ということが三本の柱となつておるわけでありまして、私どももいたしましては、港湾管理の近代化並びに港湾運送事業をいかに合理化すべきかという点と同時に、港湾労働法の設定にあたりまして積極的に労働省と協議いたしまして、この法律の達成に努力したわけでございますが、たゞいま労働大臣からお話ございましたように、われわれのほうの事業の合理化というものが、また集約化というものと並行してやっていくことが、港湾運送というものを近代化し、またこの労働者というものを安定させるために一番必要なことである、かように考えまして、その精神で調整いたしましたので、この労働法が提案されたわけでございます。

○山田(社)委員 港湾局長にお尋ねしますが、法制定の趣旨を私は何つておるのではありませんか、三・三答申以後十二月七日に労働省のほうで提出になりました港湾雇用調整法、これが今日の港湾労働法に発展をしていくのでありますけれども、この港湾雇用調整法の段階で、運輸省はこれに反対をするという立場をおとりになつておると見受けられるわけでございます。

そうなつてまいりまして、いま労働大臣もあなたもおっしゃつておりましたけれども、港湾事業の近代化の問題と事業法との調整の関係があるか

らという立場が、これに反対をなさるといふ趣旨であつたものか、それとも三・三答申の中で、非常におくれている今日の労働者の雇用の安定なり労働条件なり、こういうものを取りきめていくのにふさわしい各種会議等の設定について具体的に反対をなさつて、今日のこのようになつた、それが内容に非常に矛盾を含んでいふような港湾労働法というものを送り出していく主因となつておるのではないかと気がしてなりませぬから、その点についてお伺いしておるのでありますから、そのようにひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤(警)政府委員 私どもはこの港湾労働法をつくることに決して反対ではなかつたわけでございます。ただ、唐突にといふんですか、この港湾労働法が急速に施行された場合に、われわれとして不安がないわけではございませんので、その不安について一々労働省と話し合ひをした、こういうことでございます。

一つは、波動性の大きな港湾において、労働者の定数というものをどのようにきめたならば、船込みの解消がなされ、労働者の確保が過不足ないということから、料金にも若干響かないという合理的な点はどうやってきめ得るだろうかという点もありました。また現在の日雇い労働者の実態というものが、はたして登録制をしたときに確保し得るかどうかという現実の不安もございました。そういう問題について協議をして積極的にまとめたわけでございまして、決してこれを成立させないという意味で反対したものではありません。

○山田(社)委員 この事業の近代化といふことの必要性と、労働法が制定されていく場合の今日の事業法との関連と、現実の港湾における港湾事業の実態、この間にそれぞれの調整をいたさなければ、より困難が起こるからだ、こういう御趣旨からの運輸省の態度であつたというふうにお伺いしたのであります。私は今日の六大港を中心とする日本の港湾の実態というものは、今日の問題として議論されるのには、あまりにも時期を失しておる問題であらう、少なくともこの港湾労働法の提起の問題がなされたのは十年前でございます。よ。そのときからいまあなたがおっしゃつておるような問題点というものは、日本の港湾事業の中には存在しておつたのです。その問題について鋭意検討が進められてき、しかも昨年三・三答申が出た、そのことについて積極的な施策を必要としたこの事態において、あなたのおっしゃつておるようなことばといふものは十年前のことばでございます。今日のことばとして私はやはり受け取るわけにはいきません。しかしながら、現実の問題として、今日の港湾事業の中には非近代的なものがたくさんあります。こうしたものを具体的に近代化していく施策の推進といふのは、私は主官官庁である運輸省の責任であると思ふのです。その立場からいまのお気持をお持ちであるのなら、どのようにして近代化施策を具体的に進めていくこととなつていくのか、これをつけ加えて説明していただきますと、あなたの主張というものをはっきりと述べたいと思います。

○佐藤(警)政府委員 ただいまお話がございましたように、わが国の六大港における港湾運送事業のあり方といふものは、非常に不満足な点が多いわけでございます。三・三答申を受けて、まず第一に、昭和三十四年に改正されました港湾運送事業法による免許の切りかえといふものを急速に完了いたしました。同時に、荷役の機械化を進めていくこととでございます。

なにお先ほど申し上げましたように、波動性があるものなるべく常用化を進めていくという見地からは、やはり集約化いたしました企業規模を大きくすることが必要でございますので、来年度の国会におきまして、港湾運送事業法を修正して基準を上げることによつて事業を集約化するということが一つ。さらに近代的な埠頭の運営という

として議論されるのには、あまりにも時期を失しておる問題であらう、少なくともこの港湾労働法の提起の問題がなされたのは十年前でございます。よ。そのときからいまあなたがおっしゃつておるような問題点というものは、日本の港湾事業の中には存在しておつたのです。その問題について鋭意検討が進められてき、しかも昨年三・三答申が出た、そのことについて積極的な施策を必要としたこの事態において、あなたのおっしゃつておるようなことばといふものは十年前のことばでございます。今日のことばとして私はやはり受け取るわけにはいきません。しかしながら、現実の問題として、今日の港湾事業の中には非近代的なものがたくさんあります。こうしたものを具体的に近代化していく施策の推進といふのは、私は主官官庁である運輸省の責任であると思ふのです。その立場からいまのお気持をお持ちであるのなら、どのようにして近代化施策を具体的に進めていくこととなつていくのか、これをつけ加えて説明していただきますと、あなたの主張というものをはっきりと述べたいと思います。

○佐藤(警)政府委員 私どもはこの港湾労働法をつくることに決して反対ではなかつたわけでございます。ただ、唐突にといふんですか、この港湾労働法が急速に施行された場合に、われわれとして不安がないわけではございませんので、その不安について一々労働省と話し合ひをした、こういうことでございます。

一つは、波動性の大きな港湾において、労働者の定数というものをどのようにきめたならば、船込みの解消がなされ、労働者の確保が過不足ないということから、料金にも若干響かないという合理的な点はどうやってきめ得るだろうかという点もありました。また現在の日雇い労働者の実態というものが、はたして登録制をしたときに確保し得るかどうかという現実の不安もございました。そういう問題について協議をして積極的にまとめたわけでございまして、決してこれを成立させないという意味で反対したものではありません。

○山田(社)委員 この事業の近代化といふことの必要性と、労働法が制定されていく場合の今日の事業法との関連と、現実の港湾における港湾事業の実態、この間にそれぞれの調整をいたさなければ、より困難が起こるからだ、こういう御趣旨からの運輸省の態度であつたというふうにお伺いしたのであります。私は今日の六大港を中心とする日本の港湾の実態というものは、今日の問題

として議論されるのには、あまりにも時期を失しておる問題であらう、少なくともこの港湾労働法の提起の問題がなされたのは十年前でございます。よ。そのときからいまあなたがおっしゃつておるような問題点というものは、日本の港湾事業の中には存在しておつたのです。その問題について鋭意検討が進められてき、しかも昨年三・三答申が出た、そのことについて積極的な施策を必要としたこの事態において、あなたのおっしゃつておるようなことばといふものは十年前のことばでございます。今日のことばとして私はやはり受け取るわけにはいきません。しかしながら、現実の問題として、今日の港湾事業の中には非近代的なものがたくさんあります。こうしたものを具体的に近代化していく施策の推進といふのは、私は主官官庁である運輸省の責任であると思ふのです。その立場からいまのお気持をお持ちであるのなら、どのようにして近代化施策を具体的に進めていくこととなつていくのか、これをつけ加えて説明していただきますと、あなたの主張というものをはっきりと述べたいと思います。

○佐藤(警)政府委員 ただいまお話がございましたように、わが国の六大港における港湾運送事業のあり方といふものは、非常に不満足な点が多いわけでございます。三・三答申を受けて、まず第一に、昭和三十四年に改正されました港湾運送事業法による免許の切りかえといふものを急速に完了いたしました。同時に、荷役の機械化を進めていくこととでございます。

なにお先ほど申し上げましたように、波動性があるものなるべく常用化を進めていくという見地からは、やはり集約化いたしました企業規模を大きくすることが必要でございますので、来年度の国会におきまして、港湾運送事業法を修正して基準を上げることによつて事業を集約化するということが一つ。さらに近代的な埠頭の運営という

として議論されるのには、あまりにも時期を失しておる問題であらう、少なくともこの港湾労働法の提起の問題がなされたのは十年前でございます。よ。そのときからいまあなたがおっしゃつておるような問題点というものは、日本の港湾事業の中には存在しておつたのです。その問題について鋭意検討が進められてき、しかも昨年三・三答申が出た、そのことについて積極的な施策を必要としたこの事態において、あなたのおっしゃつておるようなことばといふものは十年前のことばでございます。今日のことばとして私はやはり受け取るわけにはいきません。しかしながら、現実の問題として、今日の港湾事業の中には非近代的なものがたくさんあります。こうしたものを具体的に近代化していく施策の推進といふのは、私は主官官庁である運輸省の責任であると思ふのです。その立場からいまのお気持をお持ちであるのなら、どのようにして近代化施策を具体的に進めていくこととなつていくのか、これをつけ加えて説明していただきますと、あなたの主張というものをはっきりと述べたいと思います。

○佐藤(警)政府委員 私どもはこの港湾労働法をつくることに決して反対ではなかつたわけでございます。ただ、唐突にといふんですか、この港湾労働法が急速に施行された場合に、われわれとして不安がないわけではございませんので、その不安について一々労働省と話し合ひをした、こういうことでございます。

一つは、波動性の大きな港湾において、労働者の定数というものをどのようにきめたならば、船込みの解消がなされ、労働者の確保が過不足ないということから、料金にも若干響かないという合理的な点はどうやってきめ得るだろうかという点もありました。また現在の日雇い労働者の実態というものが、はたして登録制をしたときに確保し得るかどうかという現実の不安もございました。そういう問題について協議をして積極的にまとめたわけでございまして、決してこれを成立させないという意味で反対したものではありません。

○山田(社)委員 この事業の近代化といふことの必要性と、労働法が制定されていく場合の今日の事業法との関連と、現実の港湾における港湾事業の実態、この間にそれぞれの調整をいたさなければ、より困難が起こるからだ、こういう御趣旨からの運輸省の態度であつたというふうにお伺いしたのであります。私は今日の六大港を中心とする日本の港湾の実態というものは、今日の問題

として議論されるのには、あまりにも時期を失しておる問題であらう、少なくともこの港湾労働法の提起の問題がなされたのは十年前でございます。よ。そのときからいまあなたがおっしゃつておるような問題点というものは、日本の港湾事業の中には存在しておつたのです。その問題について鋭意検討が進められてき、しかも昨年三・三答申が出た、そのことについて積極的な施策を必要としたこの事態において、あなたのおっしゃつておるようなことばといふものは十年前のことばでございます。今日のことばとして私はやはり受け取るわけにはいきません。しかしながら、現実の問題として、今日の港湾事業の中には非近代的なものがたくさんあります。こうしたものを具体的に近代化していく施策の推進といふのは、私は主官官庁である運輸省の責任であると思ふのです。その立場からいまのお気持をお持ちであるのなら、どのようにして近代化施策を具体的に進めていくこととなつていくのか、これをつけ加えて説明していただきますと、あなたの主張というものをはっきりと述べたいと思います。

○佐藤(警)政府委員 私どもはこの港湾労働法をつくることに決して反対ではなかつたわけでございます。ただ、唐突にといふんですか、この港湾労働法が急速に施行された場合に、われわれとして不安がないわけではございませんので、その不安について一々労働省と話し合ひをした、こういうことでございます。

一つは、波動性の大きな港湾において、労働者の定数というものをどのようにきめたならば、船込みの解消がなされ、労働者の確保が過不足ないということから、料金にも若干響かないという合理的な点はどうやってきめ得るだろうかという点もありました。また現在の日雇い労働者の実態というものが、はたして登録制をしたときに確保し得るかどうかという現実の不安もございました。そういう問題について協議をして積極的にまとめたわけでございまして、決してこれを成立させないという意味で反対したものではありません。

○山田(社)委員 この事業の近代化といふことの必要性と、労働法が制定されていく場合の今日の事業法との関連と、現実の港湾における港湾事業の実態、この間にそれぞれの調整をいたさなければ、より困難が起こるからだ、こういう御趣旨からの運輸省の態度であつたというふうにお伺いしたのであります。私は今日の六大港を中心とする日本の港湾の実態というものは、今日の問題

ものを通じて、埠頭業というような形の集約、こういうものも立法化したいということで、現在その検討を進めている段階でございます。

○山田(社)委員 三十四年の港務事業法の改正で、いわゆる免許の切りかえを措置してきて、では、今日免許を持たないもぐり業者というものは、ないわけではございませんか。いかがでございますか。

○佐藤(警)政府委員 改正法律は昭和三十四年の改正でございますが、昭和三十七年、三年後に免許切りかえの申請のあったものにつきまして、これを法律の基準に従いまして、免許していったわけでございますが、現在までに八五〇の切りかえが終了しております。残りの一五〇につきましては極力指導をいたしまして、これを統合する等の手段によって資格に該当せしめると同時に、この三月以降においては三月月の期間を置いてなお統合その他によって資格を得ないものについては却下をする、こういうことで進んでおられるわけでございます。現在、届け出によってやつておられるものと免許によってやつておられるものと両方が併存しておる、こういう状態でございます。

○山田(社)委員 いわゆるもぐり業者というのがいろいろと港での労務問題の中に非常に好ましくない現象を生んでおられるのでありますけれども、免許の業者と届け出の業者と併存させてやつておられることが、運輸省の監督行政の中で当を得たものでないという指摘は、前から続けられておるわけなんです。それが意味ではもぐり業者というものをあなたの方の運輸行政では温存させておられるのだという指摘まで、これは過ぎた指摘かもしれないけれども、されておるわけなんです。さういまして、厳重に取り締まるといふ施策は今日までにとられたというふうには見受けられないわけなんです。このことは、あなたの方の港務行政における怠慢だというふうには指摘をされる要素もあると思うのです。

二番目に、このことがいまの港務労働法をつくり上げていく上に、かなりこれを弱める力になつ

たり妨害する力になっておったということも、私は指摘ができると思うのです。

これらを総合的にいへば、運輸省の監督の中で一番大切な事業の近代化という方向の中で重要なあり方について、積極的に手を染めていくという努力が足らなかつたのではないだろうかという気がしてならないわけです。これらについてあなたの方は今日の段階でお考えになろうとしておられるか、港務運送事業法の一部改正を次の国会に出したい、あるいは埠頭業の立法、これはよくわかりませんが、これもひとつ説明を願いたいと思つたのであります。けれども、こういうものによつて今日の港務労働法の不備な点が充足されていくというお考えに立つておられるかどうか、それとも業者関係をこの法律によつてもっともつと保護して、こうとする立場にお立ちになっておられるかどうか、重大な関連がございますので、ひとつ御説明をいただきたいと思つたのであります。

○佐藤(警)政府委員 いま御指摘のございましたもぐり業者と称されるもの、その他中小の業者が非常に数が多い。これが港務運送事業というものを弱体化しておることは、いまいましいと思つた。したがって、答申におきましても事業の系列による集約化または一つの系列的な集約化というものを検討せよということがいわれておるわけでございます。集約化を押し進めるといふことが労働者を確保したこの労働条件を改善するためにはきわめて必要なことであると思つたので、さういふ集約化ということを中心にしてこの問題を取り上げていくことが必要と思つたわけでございます。したがって、先ほど申し上げました埠頭業というもののその一環でございます。公団というものではございませんが、これは埠頭の運営を一人の人がやる、さういふ意味におきまして、たとえばニューヨーク航路ならニューヨーク航路の船が埠頭に着く、したがってそれに載る

貨物は全部そこに集める、かようにいたしますれば労働者の数もふやなくていいし、また機械化も促進される、こういうような意味のものであるわけでございます。

○山田(社)委員 どうもあなたの答弁では私の問いに十分答えていただけていないと思つたのであります。港務労働法ができたから、あるいまでは上がる可能性が非常に強いから、事業法の一部を改正したり、港務のさうしたいろいろ特殊の問題を整理することによつて、労働法と併存させなければならぬというあなたの根拠は、事業を近代化するという目的達成のために行なわれようとする以外の気持ちというのが今日の労働法制の過程の段階で懸念されておるので、そのことをお伺いしておるので、心配がなければ、ないとおっしゃつていただければいいと思つたのであります。ただいろいろといままでの審議の過程で、現在の港務運送法を改正しなくてもいい、この労働法制定によつて、不備な点については法令等で補なつていけば足りるのだ、こういう議論があつたように私は見受けるわけでありまして、その段階からもう一歩進めて、港務事業法を改正しなければならぬという立場にお立ちになつたこの経緯との結びつきの中にも、私は不自然さがあるような気がしてならないわけです。この点について再度お尋ねをしておきたいと思つたのであります。

○佐藤(警)政府委員 ことは足りなかつたかもしれないが、三・三答申をいかにして具現するかということに端を発しておるわけでございます。事業の近代化と港務労働の近代化というものは併用していく、さういふことで、全く意見は一致しておるわけでございます。ただそこに至ります過程において、個々の問題がどのように考えられるかというふうな議論の中には、いま御指摘のような議論もあつたかもしれないけれども、われわれは当初から港務運送事業法は改正すべきものである、かように考えておつたわけでございます。したがって、あくまでもわれわれが労働省と協議したことは、三・三答申を具現する

ために、労働行政と港務運送事業行政とのように調整していかうかということであつたわけでございます。

○山田(社)委員 いずれこまかい法案審議になりましたら、具体的な面から、またお伺いしなければならぬのでありますけれども、一般的なこの部分に関する質問は、これで終わつておきたいと思つたのです。私の問いに対しては、非常に不十分な回答だという気がしてなりません。これは具体的な面から、これから逐次明らかにしていきたいと思つたので、そのようにひとつ御理解いただきたいと思つたのであります。

労働大臣にお伺いするのであります。この労働法の制定も、三・三答申も、ILOの内陸運輸委員会が決議されております二十五号、このことと無関係で私は今日まで議論され、努力されてきたものではないと思つておるのです。深い関係のもとに私はやられてきたと思つたのであります。このILOの内陸運輸委員会の決定というものは、一つは共同雇用である登録制の問題、一つは収入の安定の問題、この二つが二本の柱になつて、内陸運輸委員会の決議というものはされておるわけでありまして、ところがこの二本の柱というものが相互に密接な関連を持ちながら具現をされていくのは、労使双方の意見というものがよくよく調整される機関を必要とするわけでありまして、あるいは労、使、公の三者協議機関が必要である、これを労働力委員会という名称にいたしておるのでありますけれども、このつくられてまいりました労働法の中には、さういふ労働法にふさわしい法体系、この部分を見つげ出すことができないわけでございます。労使の意見というものが、労働者の労働条件の策定にあつて反映せられるべき機関というものを存置してないということは、このILOの内陸委員会の二十五号の決議に違反するものではないだろうかという気がしてなりません。法を立法なさる立場がどのようにこの点を組み込まれてきたものか御説明いただきたいと思つたのであります。

○石田国務大臣 労、使、公益の意見の一致点を求めますために、中央には中央職業安定審議会、地方には地区職業安定審議会を三者構成で設けるようにいたしております。また内閣には、港灣調整審議会を設け、この構成の中にもそういう精神を盛り込みたいと考えております。

○山田(社)委員 それでは総理府に設置されます港灣調整審議会、労働代表、経営者の代表、公益の代表という三者で構成されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○石田国務大臣 総理府のものは、原案では公益代表の学識経験者だけになっております。ただその中に、いま言われたような、労働代表あるいは経営代表というものを入れたらいいと思ひまして、いまそういう面の折衝を行なっている途中でございます。

○山田(社)委員 あなたの努力目標は私何うにと別に不服はございませんが、いま私が何うしているのは、いま御提案になりました港灣労働法のの中に、港灣調整審議会というものはどういふ性格、どういふ権限を持っているのか、まずその第一の構成である問題について、労、使、公三者構成でおやりになるのかという問いに対して、さうだとおっしゃいますから、そのように理解したのであります。努力目標であつてはいけませんので、もう少し構成についてその性格、審議会の構成、こういうものについて、ひとつ局長からでもけっこうでございますから、お答えいただきたいと思ひます。

○石田国務大臣 法律に出しておるのはおっしゃる通りでございます。ただ、それでは不十分だと思ひます。——努力目標ということには、これはやってみてだめな場合もあるということにもなりますが、御審議をいただいたお一方において、そういう構成の要素を含めたいものだと思ひ、いま鋭意努力中でございますが、こぎつけたと思ひます。なお詳しいことは局長から御説明申し上げます。

○有馬政府委員 総理府設置法の改正によりまし

て、港灣調整審議会という審議機関を設置することになっております。これは性格は八条機関のいわゆる審議機関でございますが、構成は学識経験者をもつて構成する。大臣が御説明いたしましたように、学識経験者の中で、経験者をできるだけ充当したいという気持ちで総理府のほうに人選をお願いしたいと思つております。

それから労働省の中央職業安定審議会、これは今度の港灣労働法の施行に関する重要部分については、必ずこの審議会の意見を聞くという手続をとりたいと思ひます。また六六港の関係府県におきましては、地区職業安定審議会を新たに設置いたしましたして、この港灣労働法の施行について万全を期してまいりたい。もちろんこの中央職業安定審議会も、地区安定審議会も三者構成でございます。

○山田(社)委員 もう一度くどいようですけれども、総理府に設置されます港灣調整審議会は、港灣問題全般について審議されるものであります。この審議会に対して、その構成は、もちろん公益といわれる人は学識経験者ということでありましょう。その中に経営者側を代表する人、労働者側を代表する人、こういう三者構成でおやりにならなければILOの内閣委員会できめておる労働力委員会に見合うべき機関をしているわけであるのか、私はこういう質問をしているわけでありま。これに対して大臣は、労働力委員会に見合うように労使の代表が入れるように最大可能をやつていくというお話でございますので、そのように受け取つてます前提はよろしいかどうか、まずそこからお伺いします。

○有馬政府委員 内閣委員会の決議二十五号による労働力委員会のお話でございますが、これはこのたびの港灣労働法の審議機関といたしましては、中央職業安定審議会と、それから関係の都道府県に設置されます地区職業安定審議会、これをもつて審議機関といたしたいと思ひます。これはもちろん三者構成されておりますので、ILOの労働力委員会のいわゆる三者構成組織と大体一致する

のじゃないか、かように考えております。

○石田国務大臣 いまの有馬局長の答弁のほかに、総理府に設けられますものについても、学識経験者、その経験者という解釈であります。経験者という解釈の上に労使——経営者と労働者の代表を入れるように努力をいたしたいと思つております。ただILOの条約に見合う機関としては、いま局長の答えたとおりであります。が、しかし内閣に設けられる、港灣行政全体について設けられる調整会議におきましても経験者という解釈でそういう措置をとるよう努力をいたしたいと思つております。

○山田(社)委員 大臣と局長のおっしゃつておることを二つ合わせて聞けば多少かつこうがつくもののがつくられて、これによって保護されていく、長い間の暴力組織の中で苦しんでおつた道がこれによって解消されていくのじゃないかというやうな期待を寄せていることは間違いないと思ひます。しかし看板はそうであるけれども、一体中身に偽りがあるのかないのかということに対する不安が、やはり消滅しておるというふうには考えられないわけなんです。まあこれはドライヤー委員長の残されていったことばじゃないけれども、政府、資本金と日本の労働者の人々の間には深い深い不信感がある。そういう気持ちがあるやうなところの中にもごまかしとして存在しておるやうなところにおける労働問題というものを、特に港灣に働く人々の労働の諸条件なり雇用の安定化というものを、整理をしてあげる機関というものが中央になければいけないわけなんです。地方には、確かに有馬さんのおっしゃつておるやうに、地区職業安定審議会の中に労働代表を入れます。う、経営者代表もそこに入れてやりましょうとおっしゃつておられるけれども、もともと中央職業安定審議会と地区職業安定審議会が六六港に求めるこの法律的な結びつきというのは、本来なら

ば港灣労働法の中から生まれ出る機関じゃないと思ひます。この職業安定審議会というものは港灣労働法に定められた問題だけを審議する問題じゃないのでございまして、当然港灣労働法がつくられたたてまえからいいますならば、港灣労働者に関するこうした問題を、そののみを審議し、そののみを取りまとめていく、共通な全国的レベルをきめていく機関というものが当然なくちゃなりません。これが内閣運輸委員会の決議二十五号に基づいている労働力委員会をさしているわけでありま。それから、一体どこに結びつきがありますか。それは誰がというものなんです。それじゃせっかく、面期的かどうかかわかりませんが、おつしやつておるやうな港灣労働法というものが制定されたその看板に偽りがあると労働者大衆が不信感を持つてもやむを得ないやうありませんか。私はいろいろな内部の事情というものはわからぬことはございせんけれども、こういう法体系が生まれ出るときに、法体系の持つ精神というものを十二分の中に生かしておられますか。私はやはり出発の目を見ることができません。この出発の時期にあつたが大事だと思ひます。この出発の時期にあつたが、私は一番その苦しみを承知なさつておるのが労働大臣のあのことばだと思ひますが、何とか調整審議会の中に、学識経験者ということばを使つておるが、あの中に労使の代表を入れるように考えてやりたい、こういう気持ちのほうは私は一番すなおで聞きたい、こういう気持ちがあると思ひます。事情が許しただけに、何とかしなければならぬ道を見つけないで、こういう気持ちがあるか、この部分については、私は、大臣ここでひとつ確約が願えるかどうか。私も一つ一つのすつきりした労働力委員会を設置してはいいのだけれども、当面この段階で中身を満たしていくために、この港灣調整審議会の中に、公、労、使三者構成によつて全国的レベルの港灣の諸問題について審議をし、取りまとめていくのだ、こういうふうにとこの調整審議会の性格を規制づけることをあなたも同意い

ただけるかどうか、このことについてひとつ御答弁いただきたい。

○石田国務大臣 私の考え方はお察しいただいてのこととおりなんです。そのために最善の努力をするつもりでおりますが、その努力をするというところは、やってみてできなかったらしかたがないといつてあやまるという意味の努力ではありません。実現を目ざして全力をあげます。ただ、任命権は御承知のごとく総理府にあることでありますので、私が約束する立場ではないのでありますけれども、私は全力をあげてその実現を目ざすつもりでございます。

○山田(社)委員 きょうは総理府お見えになつていないかと思ひますが、せっかくこの港務労働法という法体系が生まれ出るという時期にあつて、この種の問題が一つの努力目標であるということでは、これは私はやはり

提案をなさる政府の側としては不十分だと思ひます。少なくともこの点については、労働大臣はさういふ答弁をなさる、任命権を持つ総理府は何を言いかかわらぬ、さういふことは、私はこの法案審議にあつて質問する私自身の中にいろいろな懸念が生まれてくるのです。だからこの問題につきましましては、私はやはり労働大臣の御答弁にたゞきましては、私はやはり政府内部で統一をされるべきものであらうと思ひます。この点について、次の委員会までに整理をいたしまして、統一された政府の見解というものを示していただければ、私はやはり懸念を打ち消すわけにはまいりません。この点について、ひとつこの件はげたを預かつていただきたいと思います。

それからひとつ、これは運輸大臣、港務局長お見えになつておりますので、お伺いしていただきたいと思ひますが、日本の港務行政といふものが欧米諸国と比べて非常に立ちおくれているわけではございませんか。しかも日本は世界有数の海運国でございます。その世界有数の海運国でありながら、労働行政を含めた港務行政といふものは非常に立ちおくれておる。この

中でいろいろと暴力犯罪等が発生するまだまだ多くの弱点を露呈しておるのではありませんが、特に監督官庁であるあなた方あるいは経営者の気持ちの中には、こうした港の幾つかの特殊事情というのは労働者がストライキなどを行つて大に陸と陸の連絡点である海の荷役について騒動を起こすことに、今日の取り締まりの強化が必要でない部分があるのだというふうな印象を長く与えてきたと思ひます。その意味で、一九六二年の九月にイギリスで幾つかの問題を並べて議会で報告書をもとに討議をいたしております。もちろん関係の深い港務行政を担当なさつておる港務局長はこうした進んでおる国々の港務行政のあり方について御研究なさつておると思ひますのであります、御存じであればひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐藤(参)政府委員 わが国の港務行政全般がわかれておる、さういふことでございますが、港務法ができましたのが昭和二十五年、戦後でございます。それから港務の管理といふものについては地方公共団体が国の出先機関としてやつておたわけでございます。また港のうちに横濱、神戸それから関門といふものは国営港といふことになつておたわけでございます。それが昭和二十五年にできた港務法によりまして地方自治に移つた、さういふことからは、港の明治以来の発生過程がやはり欧米に對しておつたといふことはいふまでもないわけでございます。その後十五年でございますが、地方自治の精神に徹して港務管理者といふものと施策をやつてまいっているのが実情でございます。

なお、いまお話しになりました一九六二年にイギリスの国会で議論の対象になつたといふのはロッテデル報告書ではないかと思ひます。ロッテデル報告書といふのは、やはりイギリスの今後の港務をどうするかという問題で、委員会をつくりまして、そこでロッテデル子爵が委員長になつてまとめたものでございまして、内

容その他については私も詳しくは知りませんが、港務施設をどのように開発するかといふこと、また港務の労働者の賃金をどのように調整していくかといふことが主眼であつたと思ひます。

○山田(社)委員 ロッテデル委員会が終りのほうにいわれていることだけを申されておられるわけではあります、ロッテデル委員会が一番かなめとして申しておりますのは、港務における労使の問題で起つてくる幾つかの紛争、ストライキといふものは世界の共通的性格を持つておる、しかもその中で、一方的にその行為を労働者に帰せしめる判断といふものがあるけれども、これは間違ひである、特に港務労働の場合は、その施設の不完全利用等をはじめとして、経営者が負うべき責任がきつて多いといふ前提を明らかにしておるのではありません。このことは、特に港務の近代

的、民主的管理方式の中になめとして採択されるべきものであらう。この精神をあなたが十分御理解なさる、いま御答弁になつておるようなことだけを頭の中に描いておられるから、日本の港務行政といふものが今日の域を脱し切れぬ状態にあるといふのは私は間違ひないと思ひます。だから、あなたの方のお気持ちの中に、特に港務労働者の非常に不幸な実態といふものに目をまっすぐに向つて、その中で行なつておる事業家、管理者といふものが果たさなければならぬ多くの責任に對して、きびしい監督的立場の発動といふものがなされないと、こうした問題は正常な姿となつて実現することは私はむしろかしく思ひます。それだけに、特にいまの港務における幾つかの争議は、労働者が悪いといふ経営者並びに監督官庁の見方を改めていただくといふことで、特にあなたに意見を聞いておるわけでございます。港務に発生する幾つかのこうした問題は、その責任はほとんどが事業家にある、あなた方監督行政の立場にある人にあるのだという立場で、このロッテデル委員会の結論と並べて肯定できるかどうかといふことを伺つておるわけでは

○佐藤(参)政府委員 イギリス、日本、おの歴史のな発展のしかたも、現状における制度その他も違つてございまして、日本におきましても、港務労働の問題といふものが、港務全体の運営の中においておつておるというこは、いふまでもないわけでございます。それに対する対策として三・三答申といふものができておるわけでございます。したがひまして、これはまた事業も近代化されていらない、また労働行政も近代化されていらない、この両者がさういふことをもたらしているわけでございます。それを両々相待つて合理化し、近代化していこうといふのが、一方においては港務労働法の提案でございます。われわれが運送事業法の改正を通じて事業の合理化をはかつていこうという精神であるわけでございます。

○山田(社)委員 もう一步進めまして、日本の港務労働法とからめて御答弁いただきたいのであります。このロッテデルの第二項の結論は、労使のこの種の問題については合同会議をつくつて、全国レベルの問題については合同会議をつくつて、さうして全国の港務労働者に適用していくといふ會議構成が明らかに示されておる。港務労働法を審議するに必要に、いまの私と労働大臣のやりとりの中の、総理府に設置される調整審議會、この構成とかなり比重に違ひはございまして、ILOの内陸運輸委員会の決議二十五号のいう、労働力委員会を設置して、労使問題については労働条件等、全国レベルの決定をしない、この決議とも、この調整審議會の資格、権限はウエートは違ひます。しかも、労働大臣のおっしゃつておるような、不十分であつても三者構成を実現して、そこで港務労働者の労働条件等、安定の諸条件を協議をされて、下部の指導の骨組みにしていくといふ考え方が、ILOの立場から見て、世界の海運国にとられておる立場から並べてみて、あなたの考えはいかがでございますか。運輸省として、調整審議會に對する三者構成については、どのようにお考えになつておるか、お聞

した港灣労働等政策審議会が出されました昨年三月三日の答申というものが、われわれの努力目標ではないかと思つてゐるわけでございます。いまここで問題になつております港灣調整審議会というものは、この答申の中に、港灣調整会議という名前で載つてゐるものの一部が、そういう形で出ているものだと思います。私どもの立場といたしましては、やはり港灣それ自体が合理的に運営されるということが労働者の福祉にもつながるし、企業の安定にもつながる、かような見解から、広く事業者、それから労働者、さらには利用者の意見も反映できるようなものでありたい、かようなことと労働省のほうにはそのようなことをお願いしてゐるわけでございます。

○山田(耻)委員 どうも私が伺っているのにはずばり答えていただけなのは残念でございますが、調整審議会を合理的に運営をしたい、この合理的に運営をするということばは、私はよくわかるのです。合理的な運営の中身は何なのか、それを私は、三者構成で十分意向を反映させて取りきめていくのだということになるのかと聞いておるのです。あなたの意見はいかがでございますか。

○佐藤(肇)政府委員 先ほど来申しております筈申の中には、もっと広範囲なことが、この審議会なり委員会の任務としてあるわけでございまして、私はいまお尋ねになりましたことだけではなないと思っておりますので、さらにこの問題はわれわれが研究して、答申の趣旨を実現するようにしなければならぬと思っているわけでございます。

○山田(耻)委員 調整審議会の仕事も、それは私
が聞いておることだけではないのですよ。そして
いろいろと三・三答申の中身を具体的に生かすた
めにはどういふ形をつくり上げていくかというこ

とについて、それは見方によつては意見の違いがあるかもしれません。私がここで端的にお伺ひしておりますのは、ILOの内陸運輸委員会の決議二十五号の問題、あるいは単独立法として生まれてくる港灣労働法が多くの封建的残滓を内蔵しておるこの実情の中で、港における労働者の雇用の安定なり、労働条件の安定をつくり上げていくためには、中央のレベルにおいて、労使の意見が、人を置いてでなくて、まっすぐに開陳でき、議論でき、取りまとめられていくという機関の設置が必要ではないか。これが法の精神を忠実に具現をしていく具体的な施策であらう、こういう立場から、必ずしもストレートで私はこの調整会議という名称が適當かどうかわかりませんけれども、用意されているこの會議にそういう三者構成を行なうことが、全体の問題を集約していくのにきわめて適切ではないかという意味で聞いておるのでございますから、その部分について御答弁をいただければ私はいいと思うのです。その構成についていかがでございますでしょうか。

○有馬政府委員　先ほどから、内陸運輸労働委員会の決議にうたわれております労働力委員会と、今回の港湾労働法に盛り込まれた審議機関との関係について、いろいろ御質問がございましたけれども、私も今回の港湾労働対策といったしまして考えております。総理府に設置されます港湾調整審議会、これは労働関係のみならず事業面の総合調整も行なうわけでございます。これはもちろん、

三・三答申にうたわれました中央港湾調整会議が、そういう名前に改まったわけでございますが、性格的にはこの審議会と答申の会議とは異なっていないのでございます。この下部機構につきましては、答申は地方港湾調整会議というふうになつておりますが、これを私どもの港湾労働法によりまして地区職業安定審議会という名称で関係の都道府県に設置する、あわせて労働省に置かれております中央職業安定審議会で港湾労働法の施行に關する重要事項を審議する、こういうことで中央職業安定審議会を活用する、この三者がいわゆる

労働力委員会の持つておる機能をそれぞれ分担するといふふうに私どもは考えておるわけでございます。もちろん職業安定審議会の系統は初めからあります。三者構成でございます。中央職業安定審議会には、港灣労働法を審議させるために、特に港灣労働部会というものを設置いたしたいと思つております。また総理府に置きます調整審議会、このメンバーは、先ほど大臣が申し上げましたように、学識経験者からなるということでございますけれども、そのほかに専門委員を二十名ほど設置する予定にしておりますので、この専門委員には労使の關係者が入つてくる、こういうことで労使の見解というものは専門調査委員の形で反映される、それが港灣調整審議会に直接反映される、こういうふうな仕組みをとつておりますので、労働力委員会の三者構成の構想に大体準じた構成をとつていける、こういうふうに考えております。

○山田(耻)委員　お聞きしていることについて、大体私も理解できるのでありますが、特にさつき大臣の申されております努力目標というものをめ

ぐる運輸省の側の回答と何かストレートでないために、どうも私しつくりこないのですけれども、きょうは運輸大臣がいいいですから、いずれ十分政府内部で調整をいただきまして、次の委員会でひとつ御回答をいただきたい。

それから、大臣お急ぎでございますので、一つだけお伺いしておきたいのですが、この法律の施行は二年後ということになっておりますね。この種

の法律制定でそれだけの準備期間を考えると、
ことはいけなのではないか。しかも現実がきわ
めて逼迫した事情の中にあるのですから、すみ
やかに実施ということをおとりにならず、半年と
か八月月とか一年とかという期限ならば、私は常
識としてまあわかるのですけれども、二年間とい
う期限をおつけになったのは一体何だろうか、き
わめてふまじめではないか、それほど逼迫感をお
感じになっておられないのだろうか、こういう気
持が強くするわけであります。この点について
ひとつお考えを述べていただきたいと思ひます。

○石田国務大臣　前段の問題は政府部内の意見の統一をいたしまして、お答えをさらにいたすつもりでおりますが、私はやはり審議会の中にどういう人選をし、どういう形にするということは、これは別といたしまして、やはり労働側の意見を代表し得られる、経営側の意見を代表し得られる方々を入れることを考えておるといふことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

それから施行期日の二年以内ということになっておる点については、これは私も必ずしも満足をしてゐたしてゐるわけではございません。率直に申し上げます。現在港務労働者の実情はしばしば御指摘になるように、またわれわれが認識しているところのとおりです。一般の他の労働に比べて常用雇用率が非常に低い。それから災害度が高い。さらにまた、住宅、福祉施設、そういうものが非常に乏しい。その上に、雇用の仕組み、あるいは労務管理の仕組みの中にいろいろ問題の点を含んでおる。そういうことがそれ自体労働者保護という立場から、すみやかに改善しなければならぬこととは言うまでもないことでありますが、同時に産業界に貢献をするという立場から言ひましても、そういうことが原因となつて、現在労働力の充足率というものが非常に低い。そういう意味で、できるだけ私ども考えております。ただ先ほどから申しましたように、他の行政あるいはそのほかの準備、それと並行していかなければならない面がある、これは私もわからぬわけではございませんので、そういう渾面については、その準備を促進していただくことを条件といたしまして、不満ではありますけれども、ああいう条項で政府部内の意見の統一をはかつたわけでありまして、ただし全面的に二年以内という意味ではないのであります。その中で相当部門については、直ちに実行し得られるものもございます。予算に計上してあります部分のうち、今度八割以上は四十年度内に確実に実施し得られるもの、その以外のものについて

でもすみやかに実施させたいと思っております。二年以内となつておりますが、努力をいたしまして、でき得る限り早く実施をするようにいたしたいと考えております。

○山田(駐)委員 これは有馬さんに引き続いて御答弁いたされなければいかぬと思うのですが、いまの大臣の見解というのは、担当局長であるあなたにもまづすぐに伝わっておることであらうし、理解いたされるものだと思ひますから、あなたに、かわつてこれから答弁をいただくわけでありまして、二年以内というのは、半年でやつてもいいことなんです、以内ですから。いまの大臣の答弁の中には、一年以内に八割程度はできるといふ言ひ方もされておるわけでありまして、一年以内に八割程度できるといふものは、一体何と何がどうできるのか。二割の残りのものは一体何と何が、何のためにこれは残るのか。こういうことについてひとつ明らかにしていただかないと、法案審議上非常に困るわけでありまして、ですから、少なくともこの法案を提出されて、行政官庁として、運輸省もあるわけですから、行政官庁として、運輸省の完全施行というものをやるのだという手順は、私はできあがつておるものだと思います。特に、いまの一年以内に八割はやりたい、二割は残していくというが、それはどのようにしてやつていく、こういうことについて、ひとつ労働省側から答弁をいただき、そうしてあわせて港湾局長のほうからも答弁をしていただきたいと思います。

○有馬政府委員 このたびの港湾労働法案の附則におきまして、二年以内に逐次実施するということに相なりました経緯と考へ方につきましては、大臣から答弁があつたとおりでございまして、これによりまして法律が公布されまして、直ちに施行になる部会は総則の部分、これは適用対象港湾の決定、一応六六港を予定しておりますが、これがすぐ発動してまいります。それから次に、雇用調整計画に関する部分、さらに港湾労働者の福祉に関する条項、それから地区職業安定審議会等に

関する条項、こういうものは公布と同時に実施をいたす予定でございます。また二年の準備期間を置いて、やや施行がおくれまゐります部分は、登録制度、それからこれに基づく雇用調整手当の支給、手当てに必要な事業主あるいは労働者が負担する納付金の条項、あるいは中小企業の退職金共済制度の適用に関する部分、こういったものが施行に相当の準備期間を要する、こういう条項でございます。

先ほど来年度の四十年年度予算の執行につきまして、八割程度はすぐに執行する、こういう大臣のお話でございましたが、この内訳を申し上げますと、港湾労働対策の予算の総額といたしまして、十億四千八百万円を予定しております。そのおもなものは、第一には、港湾労働者の福祉施設の充実のために福祉センター、あるいは簡易宿所、あるいは訓練施設、こういった施設を設置するわけでございますが、これに要する経費が三億一千七百万円、それから港湾労働者の雇用の促進のために促進融資を予定しておりますが、これが五億四千万円、それから安定審議会の活動に必要な経費、これは微々たるものですが、六十四万円等がございます。この合計が八億一千八百万円に相当するわけでございます。これらの予算は、すぐ執行いたしたいと思ひます。ただ実施がおくれるために、あるいは次年度に繰り越されるものが雇用調整手当の国庫負担分に相当する約二億一千六百万円、それから共済制度の運営に必要な経費の四百万円、合計二億三千四百万円程度が、あるいは法律の施行の時期によつては執行がおくれる、こういうことございまして、ただ、この雇用調整手当の支給に要する費用は、交付金として事業団に交付する仕組みになっておりますので、事業団に調整手当の支給に関する部分の施行がおくれたといたしまして、予算としては事業団に交付をいたしまして、事業団において年度をあるいは繰り越すというふうな事態が起るものでございまして、そういう意味で予算の執行につきましても、約八割は法

律の成立後、施行と同時に執行する、こういうことに相なるわけでございます。

○佐藤(審)政府委員 ただいま労働省のほうからお話ございましたように、労働者の登録制度の確立や定数のきめ方その他いろいろものが、先ほど来お話ございました港湾調整審議会においてその意見を聞くことになっておりますので、そういうようなことを積み重ねていくうちに時間がかかるといふことで二年以内ということになつてくるのだと思ひます。したがらして、私どももいたしましては、四十年年度内に次のようなスケジュールをやつていきたいと考えているわけでございます。

第一は、全国で港湾運送事業の店社の数が千八百以上でございます、そのうち六六港におきましては千四百社をこえるわけでありまして、したがらして、これらの業界といふものが一本になつて、みずから合理化をはかるという案をつくつていただきたい。それと相談してわれわれもそういう指導行政をやつていきたいということから、日本港運協会といふものを六月までには公益法人化して、一つの団体でそういう問題をやつていただくようにしたいというのが一つでございます。次は、先ほどお話しいたしました港湾運送事業法の改正に基づく免許の切りかえといふものを、六月までに終わりたい。

もう一つは、機械化といふものを進めることが非常に必要でございますので、特定船舶整備公団との共有方式によつて荷役の機械化をはかつておられます。それは三十九年度においては一億円の融資をいたしたわけでございますが、四十年年度においてはその倍額の二億円での機械化を促進したいと思つております。

四番目は、中小企業近代化資金助成法によりまして融資を促進して企業の健全化をはかりたいといふこと、さらに合併等をしやすくするため、中小企業近代化促進法の対象事業にも港湾運送事業をしたいといふことで、これは通産省と現在協議中でございます。また料金のきめ方という

ものが常用化を進め、合理化をするために必要でございますので、料金の原価計算をどのように合理化していこうかといふことを検討したいと思つております。

さらに先ほど申し上げましたように、次期国会提出を目途にいたしました事業規模を拡大して一貫体制を強化するといふことを貫くための港湾運送事業の一部改正を検討する。さらに先ほど申しましたような近代的な埠頭の確立、その法的措置及び助成についても検討をしていく、こういうことでございます。

○山田(駐)委員 八割は直ちに手をつけるというのでたいへん期待をしておつたのでありますけれども、残つた二割のほうをたいへん大切でございます。この残つた二割のほうを労働者といふものは非常に重要視しておりますし、私どももこの法案審議をするにあつてやはり重要視いたします。問題は、この中にある登録制の具体的な実施というのがある意味では港における港湾労働者の安定を形づくるものでありますから、こうしたものが取り残されていくということは、ある意味ではこの労働法をつくつた根本の趣旨の実現が非常におくらされていく。二番目は出頭手当といふますか調整手当といふますか、あぶれたときの手当といふものについて、やはり一番この法のかなめとして指摘をされていくことでありますし、特に内閣委員会の二本の柱のこの二本の柱とも残されておるわけなんです。こういうことはいまあなたの方のおっしゃつた説明の中では私は納得できません。前段の総則の問題とか調整計画の問題とか福祉の問題とか地区協議会とかいうような問題は、こういう意味では手続的な問題ですからね。私はやはりこの法案の持つておる根本の精神というものをこのように放置されておるというところに多くの不信感があるのです。だから、私がそういうことをここで大きい声で言わなくても、手を染めておられるあなたの方自身がお感じになつておることだと私は思つておる。だからこの部分について二年以内という抽象的なことでなくて、

もつと具体的に実施面に対する御計画があるものだと私は思っておりますので、その部分についてひとつ述べていただきますと質問を打ち切るわけにいかないのでございまして、その点についてひとつ触れていただきますと思います。

○有馬政府委員 二年以内ということで、ぎりぎり延ばすつもりは毛頭ございませんので、その間に準備ができ次第でできるだけ早くいまでの登録制度あるいは調整手当の支給という事務を開始してまいりたいと思っております。

〔委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席〕

これに至る準備の問題といたしましては、この七月ごろまでに審議会関係の設置をいたしまして、その審議会に雇用調整計画をはかる、あるいは適用港を決定するというふうな基本的な問題がございまして、これらの作業を通じて登録の準備体制をわれわれとしては鋭意急いで整備いたしてまいりたいと思っております。これらに基づいて港の調整計画がございまして、それに基づいて港の必要定数が策定されますので、登録の準備体制が整えられるわけでございますが、これらに若干の目時は要すると思ひますが、法案成立の暁にはできるだけ早い時期に御指摘のような一番この法案の大事な中身について早急に実施をはかっていくように最善の努力をいたしてまいりたいと思っております。

○山田(耻)委員 できるだけ急いで二年以内にやりたい、こういう答弁だと思ひますが、これではいけないと私は言ひます。私は鉄道に長いこといたのでよくわかりますけれども、頭と肩の両方に機関車がついておつて、両方が反対の方向に引っぱりあつておれば、なかなか汽車は進みません。やはり二年以内の中で実施をされるという事になりますと、いまあなたのおっしゃつておるような抽象的なことでなくて、登録制の一切の準備が完了するのはいつごろ、そしてそれによつて直ちに支給されていく調整手当の時期はいつ、こういう日安を置かれて作業が進められてい

りがだんだんひどくなつていくのではないかと、これが気になつてなりませんから、私が持つておるだけの懸念がもしもありませんけれども、私が聞いておるのですから私の懸念を晴らしてもらわなければ困ります。そのことについてひとつ触れていただきますと思います。

○有馬政府委員 御指摘がございましたように、頭と肩の両方に機関車がついて逆の方向に引っぱり合つていくようなお話でございますが、私も逆の方向に引っぱり合つていくと思つていないので、うしろの機関車も前進させるようにあと押しをしてくださつておるものというふうに理解をいたしております。したがつて、二年以内という施行期間をきめた際にも、できるだけ早くという点においては運輸省と食い違ひはないわけでございます。かりにこの法案が五月に成立いたしましたら、施行になりまして夏ごろにできると思ひます。それに伴つて調整計画以下の準備事務が開始されます。私どもの大ざっぱな目安といたしましては、やはり来年の七月あるいは下半期の十月ごろからというふうな目安で、できるだけ早い機会に、二年ぎりぎりを待たずに実行に移していきたい、かように考へておるわけでございますが、何せいままでの複雑な港労働のいろいろな慣行を、この港労働法によつて打破していかなければならぬ面もございまして、それから事業主には相当の納付金を負担していただくという関係もございまして、それから手当については、いままでの社会保障としての日雇い失業保険の事務以上に、いろいろと新しい事務がふえてまいりますので、この支給事務の準備体制を整えなければならぬ、いふことがいふた多少の難しさを覚えるかも知れませんが、事務的な準備にも相当の時間を要する、かように考へておるもので、私どもとしてはいつからというこゝろをはつきり申しかねるわけでございますけれども、来年の七月ないし下半期の始まる十月ごろからは施行にこぎつきたい、かような念願で準備を急いでおるわけでございます。

りがだんだんひどくなつていくのではないかと、これが気になつてなりませんから、私が持つておるだけの懸念がもしもありませんけれども、私が聞いておるのですから私の懸念を晴らしてもらわなければ困ります。そのことについてひとつ触れていただきますと思います。

す。

○山田(耻)委員 大体努力目標の時期が浮き彫りになつてきたのですが、この港労働法を閣議で提出することをおきめになつたのが二月の十日ごろでございまして、そのときの閣議で、やはり同様のことが議論されたのじゃないかと私、仄聞するのですが、大臣がいらっしゃらないのでお聞きできないのでありますが、いずれにいたしましても、事業法の問題、埠頭業の確立の問題等が、片側で押しているのか引つぱっているのかわかりませんけれども、一つの関連がございまして、そういう面から考へてまいりますと、来年の通常国会が終わるのは六月前後でよろしくけれども、そのころを目安にこの労働法の完全施行ということが可能なのでないかといふことは、かなりそれぞれのところで話し合ひがされていくのではないかと、これは私流に理解するのでありますが、いまの有馬さんのお話の中に、やっぱり六、七月ごろが一つの目安になつていて、おそくとも下半期の十月といふことではあります。今日、この法律がおれたちのためになる法律であるという気持ちと、何となく看板だけでごまかされていくのじゃないかと、不信感の気持ちとが錯綜していきまじやないかと、労働者に対して、一刻も早くこたえてやるのが行政上のあなたの方の立場だろうと思ひ、この法律を審議する私たちの立場でもなくちゃならぬと思ひます。その意味から、これから法案の具体的な内容を審議していく中で、初めて実施の期限が浮き彫りになつていくのだと思ひますけれども、きよりの總括的な立場からお伺ひする段階では、いまの有馬さんのお気持ちの中に、おそくとも来年の通常国会が終了する時期までには、すべてこの法案を実施していくのだというふうな決意で、いま作業が進められておるといふふうに理解をしてよろしいかどうか、重ねてお伺ひいたします。

○有馬政府委員 先ほど申しましたような考え方で実施を急いでおりますが、その考え方は先生にも御指摘いただきましたように、運輸省当局にお

いても先ほど答弁がありましたように、港労働事業の近代化について検討をいたしておりますし、それからまた再来年度予算にさらに一段と各種の施策が繰り込まれるのであります。そして、私も私どもが当初の一年というのを二年に改めたゆえんは、やはり港労働事業の近代化という問題とあわせて、港労働の近代化を考えたければいかぬ、こういうふうな、これは答申の趣旨でもございまして、そういう調整をいたしまして施行に若干の準備期間を置いたわけでございます。私どもとしてはそういう立法措置あるいは予算措置というものをしながら、できるだけ早い機会に施行に踏み切りたい、かように考へておるわけでございます。

○山田(耻)委員 事業法が一部改正されて、より近代性の性格を持つものか、より港労働者をいじめる体制を強化するものか、これは改正法案が出てみなければわかりませんが、いずれにしても双頭の何とかなるような懸念がしてなりません。そのことについての追及をいま私はいたしておるのではございませんで、せつかく一年以内のお考えといふものが二年に延びてしまつたといふこの事実の中における不明朗さ、意図的なもの、こういうものに対してはやはり一つの指摘をした方がいいと思ひます。ただ、あなたなり労働大臣の御意向の中には、できるだけ早く今日の事態に対する具体的な措置を行なわなくてはならぬといふお気持ち、非常に強いことを私は認めることにやぶさかではありません。ただ、そういう抽象的な気持ちのやりとりだけでは、この種の法案審議といふものに誠意を出して議論をする情熱を失いますので、やはり為政者であるべきあなたの方のお立場としては、努力目標である目安といふものをおつけになつて、作業が進められていかなくてはならないと思ひます。その目安といふものを、二月十日のあの閣議の議論の中でどう言われたか、大臣がいらっしゃらないので私はわかりませんが、あなたがいまお話しになりました、とおおむね六、七月ごろを目安に実現のために最

大の準備を進めていく、こういうふうに日本の段階では受け取って、この部分の質問を終わっておきたいと思ひます。

次に、時間もございせんが、もう一点だけ伺つておきたいのは、いわゆるこの法案の適用港でございせん。適用港につきましては六大港というふうに一応の幅が示されておるのでございせんが、六大港というところに一応の幅をきつた理由は何だろか。これ以上その幅を広めていくということについて、大臣の法案の趣旨説明のときには、漸次全港に適用していくのだというふうに述べられておる通りに理解しておるのであります。理由、それから将来に向けていく適用港の速度、こういうものについてひとつ御答弁を願つておきたいと思ひます。

○有馬政府委員 今回の港務労働法の適用対象港につきましても、いろいろ検討をいたしておりましたが、貿易の面から見ても、また労働の重要性から見ても、やはりいわゆる六大港にまず適用をいたしまして、逐次その実績を見ながらほかの港に適用を拡大していく、こういうふうな基本方針でまいりたいと思ひておるわけであります。

○山田(駐)委員 この適用港と云ふのは調整審議会と相談をして政令で定めていくわけでありませんが、当面全部で九十二でございせんか、これらについて広げていく具体的な展望とか計画——やつてみた結果を見てそれから考へるというものでなくて、この港務労働法というものは港務に従事するすべての労働者に適用していくというたてまえが立法趣旨だと私は理解しておるので、当面六大港だけやつてみてその結果をどういふ確信のない法案ではないと思ひます。確信のある法案でございせんから、当面六大港にだけやつてみるというところは、その中で他の九十二港に向かつてどういふ時限で、どういふ計画で押し広げていくかということについて、少なくとも関係各省では私は討議がなされ、展望が形づくられてい

るものだというふうに理解するのでありますが、いかがであります。

二番目に六大港には、付随して隣接港がございせん。このことを無視して雇用調整をやつてまいりますと、ある意味ではそこが起る点と私は見ております。さしむき関連する隣接港については一体どうするの。この部分についても私は何かのお考えがなくてはならぬものと思ひます。これらについて二点御質問しておきたいと思ひます。

○有馬政府委員 御指摘のように、いわゆる重要港と云ふのが九十二港ございせん。今回の港務労働法の目的等から見まして、これら九十二港の重要港に全部一律に適用を広げるといふ必要は必ずしもないと思ひます。それは第一の目的に即ちつてあります。港務労働法の確保、港務労働者の福祉の向上、こういった目的に照らしまして、九十二港全部に広げる必要はないと思ひます。また、日曜港務労働者に対する依存度からい見ても、各港いろいろ事情が異なつておりますので、それら港ごとの労働事情も十分考慮して適用範囲を拡大していくべきではないか、現に諸外国の事例を見ても、ニューヨークにあるいはハンブルグというふうに特定の港について集中的に労働対策を講じておるといふのが実情でございまして、私もそういう意味で重要港を全部に拡大するといふふうには考へておらないのでございせんが、逐次広げてまいりたいというところは先ほど御説明申し上げたとおりでございせん。ただ、六大港に隣接をいたします四日市あるいは尾崎というふうないわゆる隣接港がございせんが、これらにつきましても、この適用港を審議いたした場合には、港務調整審議会等の意見も十分考慮いたしましてその隣接港を含めるかどうか真剣に検討をして結論を出したい、かように考へておる次第でございせん。

○山田(駐)委員 大体港務労働法を御提案なさりました政府のお考えの輪郭はおぼろげながらわかつたやうな気がいたします。きょうは時間も予定の時間になりましたのでこれで終わりますが、特に委員長の方で御配慮いたしたいのは、さつき労働大臣とお約束いたしました調整審議会の三者構成に対する政府内部の意見統一という問題、それから、私はきょうはほとんど前文となるべき部分についてしか質問をやつておりません、これから各論につきましても審議を深めていく中で問題を浮き彫りにし、矛盾は矛盾として、りっぱなものにしていかねばならぬと思ひます。次の段階では十分中身について審議をしていきたいという希望を強く述べておきまして、これで一応終わります。

○小沢(農)委員長代理 午後零時三十分まで休憩
午後十一時五十分休憩

午後零時四十分開議
○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。河野正君。
○河野(正)委員 当委員会が今日までも何回か会を重ねて政府関係機関の労使関係についていろいろと論議を続けてまいつたわけでございせん。しかし、実際には政府関係機関の労使関係というものは依然として不安定な状態にあるし、また一部におきましてはこの不安定の度合いというものはますます深刻性を加へつつあるというのが今日の現況でございせん。そこで、私も再三にわたつてこの委員会におきましてもそれぞれ関係各省の大臣さらには政府委員に對しても強く要望申し上げることにし、善処を期待いたしてまいつたのでございせん。しかし、いま私が指摘をいたしますように、その労使関係というものは必ずしも改善の方向には進みつつないというのが今日の現情でございせん。

そこで、私はあらためて政府関係機関の労使関係というものは不安定な状態に置かれ、さらに深刻な状態にだんだんと迫り込まれておる、そういう原因が一体どこにあるのか、この点について、きょうは特に建設関係、厚生関係等についてもそれぞれお尋ねを申し上げたいということで御出席を願つておりますから、それぞれ政府関係機関を持つておられます厚生大臣、建設大臣、それから労働行政の最高の責任者でございせん労働省、それぞれひとつ御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○神田国務大臣 お答え申し上げます。いま、基金関係は非常に不安定じゃないかという趣旨のお尋ねのように承りましたのでございせんが、私もさういふふうには考へておらないわけでございせん。賃金水準がどうかと、もつとよくしてやれ、そのために不安定だということ、その点具体的にわからぬものでございせんから、抽象的に申し上げますと、現状ではまあまあである、こういうふうにお答え申し上げますのが妥当じゃないか、かように考へております。

○鶴海政府委員 ただいま建設関係の公団の労使関係が不安定であるといふふうなお話でございせんが、具体的に不安定といふことが何を意味されておるかよくわかりませんが、われわれとしては建設関係の公団における労使関係は不安定であるといふふうには認識いたしておりません。

○三治政府委員 政府関係機関のいわゆる労働組合の関係は政務協というところで連合組織を持つておられ、今日三十九年度の給与、新賃金をきめる点についてまあ大体最終段階を迎えていると思ひますが、なかなかその間にいろいろ組合側にも不満があるやうでございせんけれども、いつも大臣が申し上げておられますように、この政府関係機関については労働三法が完全適用になつておりますが、一方やはり政府から出資金あるいは事業経費、事務費というものが出されておる関係上、法律に基づく予算上あるいはいろいろの認可という

ふりな手続關係で縛られております。そういうような關係で必ずしも完全な、民間の勞使關係のようにはいきませんけれども、これは勞使關係そのものではなくして、むしろ国の制度としての法關係からそういうふりな一面の制約があるわけでございます。これを組合の關係の人たちもよく認識して、その上で勞使關係が正常化に向かつて努力されることを望んでいる次第でございます。

○河野(正)委員　さすが労働省ですから、まあやや合理的なお答えをいただいたわけですが、けれども、厚生大臣と建設省の官房長においては、全くその認識不足ではなだしい答弁で、私どもは遺憾とするところでございます。

と申し上げますのは、一つは、厚生大臣が支払
い基金の貸金問題等についてはまあまだとおつ
しやうた。これは後ほど私は具体的に資料を示し
て反論いたしますので、その際に厚生大臣も陳謝
されなければならぬような状態が生まれてくると
思います。やはり私は、厚生大臣も、少なくとも
国会で御答弁なさる以上は、もう少し実態という
ものについて十分認識を得てお答えをいただきたい
と思うのです。うしろの小山君がどういうふう
な人れ知恵をしたか知りませんが、いまでも
ようなお答えでは、これは全く承知することはで
きません。いずれこれはあらためて具体的な資料
を示してお尋ねしますから、その際に私は事態と
いうものは明らかになってくる、こういうふうに
考えます。

それから、建設省の官房長が、いまの事態というものは不安定とは決して認識しておらぬと言つた。そういうことなら、ストライキをやつておる現況というものが、これは労使慣行の正常の状態だ、もしそういう認識でおられるとするなら、私はこれは非常に重大なことだと思つたのです。私は必ずしも実力行使というものが好ましい現象というふうには考へないし、また私ども今日まで国会でいろいろと論議を重ねてまいりましたが、そのこともひとえに労使関係というものを一つの軌道に乗せていこう、そういう配慮から、この委員会

でも取上げて、いろいろと論議を重ねてまい
たと思うのです。しかるにもかかわらず、このいま
の状態というものが不安定な状態と思わぬ。そう
いうことなら、今日まで国会で私もがしばしば
口を重ねてまいりましたが、この国政審議とい
うのは一体どうなるのですか。これは国会審議を
軽視するものにはなほだしいと思う。われわれいま
の状態というものは安定した状態でないという前
提に立つて、いろいろお話を進めてまいってお
るわけです。ところが、それらの私どもの努力にも
かわらず、いまの状態というものが正常な状態
だ。言語道断だと私は思うのだ。国会を侮辱して
いると思う。こんなことを私は許すことはできま
せんよ。そういう姿勢だから、こういふ問題がい
つまでたつても解決しないのです。あなた方はい
まの状態が依然として続くことを期待されてお
るわけですか。それなら別です。私は委員会でこ
ういふことを言うことはあまり好まぬです。好まぬ
けれども、少なくともいまのあなたの答弁とい
うものはまことに不謹慎だと思ふ。それはまたま
きよの論議がここに出てまいったというよりな
事態とは違ひです。これは何べんも政府関係機
関の労使関係については、この委員会を取り上
げてきた問題です。それで三治労政局長もいまの
うな御答弁をなさつたと思ふ。ところが依然とし
てあなたが、いまの状態というものは正常な状態
だといふことだとするならば、私も今日まで國
会で取り上げてまいったことは、全く無意味だと
思うのです。ある意味においてはこれは国会審議
というものを軽視するものにはなほだしいといふ
に断定せざるを得ぬと思うのです。ですから、私
はいまの三名の答弁の中で、厚生大臣の認識不足
についても承知することはできません。それから
建設省の官房長のいまお答えになつたいまの状態
というものが正常だ、そういう見解については、
断じて承服することはできない。ですから、あら
ためてもう一言お答えをいただきたい、かように
考へます。

○神田国務大臣　お答えいたします。

私がいまの關係はまあまあだというよりな意味の御答弁を申し上げましたところ、どうもそれは認識不足だというお話でございましたが、労使關係が一体どこが正常かということについては、これは議論があると思います。しかし、政府にいたしましても、逐年労使間の調停を十分尊重いたしまして、そうして所要の改善をはかつてまいっておる。こういう観点に立つてまあまあということを申し上げたわけでございます。これはあくまでも自主的に労使間の調停に待ってきめられるものでもございまして、たまたま監督者としての立場で厚生省として関与する、こういうことでございしますが、十分そういうような考えでやっておる、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○鶴海府委員　建設関係の三公団におきましては、現在部分的にはストライキが行なわれておりまして、これが正常であるというわけではございませんが、しかしながら現段階におきましては、慎重に両当事者間におきまして団体交渉も進められております。昨日も夜を徹して交渉を進めておるような状況でございます。両当事者も努力を重ねておる段階でございますので、まだ破局的段階に至ったというふうに考えるべきではなからうか、かように思っておるわけでございます。

○河村(正)委員 約束だから建設大臣呼びなさい。それまで待ちます。こんな答弁ではだめだ。

○松澤委員 長 政務次官が来ましたから……。

○河野(正)委員 建設政務次官御出席ですから、非常に不満ですけれども、重ねてお尋ねをいたします。

先ほどから政府関係機関の労使関係というのが非常に不安定な状態になっておるといふふうに御指摘申し上げたのです。そこで、これは次官も御承知のように、そういう不安定な状態——これは不安定ということについてはいろいろ解釈

のしかたはございましょう。しかし正常な状態ではないということは明らかですから、そういう状態というものは必ずしも好ましい状態でないわけです。そこで私どももそういう好ましからざる状態というものを一日も早く終局させようとい

うことで、今日までしばしば当事者能力との関連において当委員会においても何回か繰り返して論議をいたしてまいりました。先般は私ども建設委員会に参りまして、いろいろその解決のために要望をし、また私どもの私見を申し述べてまいりましたことも御案内のとおりでございます。そこでも、私どももそういう政府関係機関の労使関係というものをすみやかに軌道に乗せなければならぬ。ところが現実にはなかなか思うように改善の念に及ぶところがないということとを私どもは非常に残念に思っているわけです。そこで、そういう政府関係機関の労使関係というものが非常に不安定な状態にあるが、その根拠、理由、原因というものは一体どこにあるのだ、やはりそういう問題を解決するために原因を除去しなければならぬ。また理由があればその理由を除去しなければならぬということだと思っております。それですから、やはり私はその解決をはかっていく前提としては、その原因というものが一体どこにあるか、そういう点を究明する必要があります。こういふふうに考えるわけです。そこで、一体現在の実情というものをどういふふうにお考えになっておられるのかということを先ほど建設大臣にかわって官房長にお尋ねしたが、自分はいまの建設関係の労使関係というものは不安定な状態だと思われ、正常な状態だといふふうに認識しておる、こういうお話があったから、それならば建設関係の労使関係というものは、いまのようなストライキをする状態というものが正常といふふうには判断をされておられるのか、ストライキをすることが正常な労使関係であるのか、そういうことを官房長にお尋ねをしたわけです。

そこで、政務次官御出席ですから、あなたは大臣にかわって、いまのような状態というものが正常な状態である、こういうふうな誤った認識があったにも持っておられるかどうか、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○白濱政府委員　お答えいたします。

河野委員がかねがねわれわれの関係団体の労使関係について御奔走をいたしておられますことは、私も十分承知をいたしておるわけであります。官房長からすでにお答えしたと思うのであります。が、ただいまの三公団の問題が正常な状態かどうかというふうなことにつきましては、おそらく正常であるというふうにお答えしたというところは私も考えないのであります。私もできるだけ正常な状態に復して、しかもいまの問題も年度内に解決することを私も希望し、河野委員にも御助力をお願いしたいと思つております。そういうふうなことで、私もせつかつく努力をいたしている最中でございます。

○河野(正)委員 努力されておることはけつこうです。私もせつかつく努力されなければならぬと思うのです。しかし努力するについても、一体現在の労使関係の状態というものがどういう状態に置かれておるかということをお認めになつて初めて解決というものが有効になつていくと思つております。いまの状態についての認識が浅くて、不十分であつて、何ば努力したつてこれは前進はあり得ない。これは当然だと思つております。そこで、私は努力なさることはけつこうでございますし、また私も解決のための努力をはかつていただきたいということはそのとおりです。ですけれども、一体それならいまの政府関係の機関の労使関係というものがどういう状態に置かれておるか。私もいまの労使関係の状態というものは安定した状態だというふうには考えない。これはさつき労政局長から御答弁があつたとおりであります。そういう根拠というものが一体どこにあるか。その原因を除く去しない限りは、私は何ば努力してもらつたつてこれは解決し得るものじゃない、これは当然だと思つております。そういう不安定な状態になつておる原因なり理由というものは一体どこにあるのだ、その点の認識が非常に大事だと私は思つております。

私がいま聞きたい点は、いまの状態が正常な状態だと思つておられる官房長の答弁についてはこれはもう承服できません。不安定だとは思ふぬ、

こう言つておられるわけですから、ことばを返せば安定しておるというふうにはこれは理解せざるを得ぬと思つております。不安定だとは思ふぬというところで、いまの状態というものは安定しておるというところでしよう。安定しておるということはおそらくややつておることで安定しておるのかというところになつてくると思つております。ですから、私はやはりそういう状態が生じてまいつておる原因なり理由というものが一体どこにあるのか、そこをしっかりと把握をして、そういう原因なり理由というものを除去するということにならぬと、これは幾ら努力してもらつても私は解決の糸口を見つけないことは困難だと思つております。いまいろいろ不安定な状態に置かれておると思つて、その理由なり原因というものは一体どこにあるのか、その点についてどういふふうにお考えになつておられますか、ひとつ次官の明快なる御答弁をお願いしたいと思つております。

○白濱政府委員 お答えいたします。

御指摘の不安定、安定というふうな見方につきましては、これは私どものほうでは決して安定しているとか安定していないとかいふよりも、正常な状態でお互いが話し合つて、話し合いをつけてもらいたいというふうなことを考えて、そのことを希望して努力をいたしておるわけでありまして、御承知のとおりいろいろな見方があるかもしませんが、法律で定められて、そうして予算の制約を受けるというふうな状態においての理事者の行き方にもおのずから限度があるというふうなことも考へるわけでありまして、その他の政府関係機関等のこともあわせ考へて処理しなければならぬ問題もあつたので、どうかその点も組合の諸君も十分考へていただけて折衝していただきたい。私もそれはそのことを希望し、同時にその面につきまして大いに期待をいたしておるわけであり

○河野(正)委員 いまお答えを願つたようなことは今日まで私どもはしばしば委員会でも承つてまいつたわけですから、その際私どもがたびたび指摘をいた

しましたように、公庫法なり公団法が規制を受けるという点は、私どもも法律ですからこれは当然承知をいたしておるわけですから、しかしながら、政府関係機関の労働者に対しては、基本的に労働三権というものが適用されておるわけですから、労働条件についてはそれぞれ労使双方の話し合いで決定する権利を持つておるわけですから、それと公庫法なり公団法の規制との関連だと思つております。私どもは基本的には労働三法の適用を受け、庇護を受けておるわけですから、当然労働者の労働条件というものは労使間の話し合いで定められるべき筋合いのものではないか、その際若干出てきたものについてある程度の規制を受けるということですから、当然労働基本権でございます三権というものが優先しなければならぬ。ところが現状ではむしろ公庫法なり公団法という規制のほうが優先をして、そうして完全に当事者能力というものを喪失しておる。そこに私は問題があると思つております。

ですから私はこの政労協のいまの不正常な状態というものは、やはり当事者能力というものをきちんとして確立する必要がある。当事者能力というものがきちんとして確立されておらぬというところに紛争の一番大きな原因があるというふうには私も考へておるわけですから、したがつて主管省でござい

ます政府というものが、いま私が御指摘を申し上げた当事者能力の確立という点について十分配慮をいたしたかぬ限りは、率直に申し上げまして、政府機関の労使関係というものは正常な軌道に乗らぬ、こういうふうな判断に立つておるわけですから、ですから、いま白濱次官から御答弁になつたことは私もそれはしばしば聞いておるわけですから、もう耳にたこができるほど聞いておる。ですけれども、それではいまの労使関係の状態というものを正常な軌道に乗せるといふことは困難だ、こういうふうには私もしばしば指摘をいたしてまいつたわけですから、そこで、やはり労使関係が正常な軌道に乗るといふことは望ましいことですから、もしさつきあなたがおっしゃつたように、努力し

つつあるということならば、私はその上に努力と

いうものが注がなければならぬというふうには考へるわけですが、その点については白濱次官はどうかういふふうにお考えになりますか。ひとつ明快にお答えをお願いしたいと思います。

○白濱政府委員 お答えいたします。

明快に御答弁ということでございますが、繰り返して申し上げるのですが、当事者能力の問題その他につきましても、すでに河野委員は御承知のとおりでありますし、おのずから法律で縛られている範囲内での行為でございますので、私もこれもこれ以上どういふことというふうなことは申し上げられないことでもないわけでありまして、ただ、願わくは年度内の解決を一日でも早くやつてもらいたいというふうなことを期待し、希望するわけでありまして、

○河野(正)委員 白濱次官は、政府委員というよりも、むしろ住宅公団の総裁か、道路公団の総裁になつたようなお立場で御答弁になつておられるように思つております。いまのあなたの御答弁は、住宅公団総裁が答える答弁なんです。道路公団の総裁が答える答弁なんです。それらの総裁というものは主管省によつて規制されるからいまのようなお答弁をすると思つております。しかし、あなたは主管省のほうの責任者ですから、当事者能力をきちんとして確立させようというふうな御配慮があれば当然確立ができるわけですから、それはあなたのほうで規制するから、実際に公団の中で当事者能力というものは確立されないわけですから、あなたは何か将来住宅公団の総裁になられるかどうか知りませんけれども、いまあなたは建設政務次官ですから、政務次官として御答弁をお願いしたいと思います。

○白濱政府委員 お答えいたします。

繰り返して申し上げるようですが、予算の範囲内というもので縛られておる理事者の立場というものを考へ、また私どもも同様に建設省としても予算で縛られておるわけですから、当然、いかに大臣であつても政務次官であつても、私も私としてそのことは守つていかなければならぬというふうなことを考へておるわけでありまして。

○河野(正)委員 いま指摘をいたしました点については、後ほど建設大臣が御出席ということですから、あらためて建設大臣御出席のうちに重ねて申し上げたいと思います。このことは建設省に限らず、支払い基金を持つておられます厚生大臣にも関係することでもございますから、両関係者にあわせてお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。と申しますのは、この労働三権はなるほど認められておるけれども、公庫法なり政府関係機関予算総則なりあるいは公庫の予算及び決算に関する法律なり、そういう関連法によって規制を受けるためにというふうな話であるわけですが、しかしながら、われわれはこの政府関係機関が設立された歴史的背景というものを十分お考え願わなければならぬというふうに考えるわけでございます。と申しますのは、これは厚生大臣御承知のとおり、昨年厚生省にも社会保障研究所法案というものが成立いたしました。これは御承知のとおり特殊法人です。そこで、この社会保障研究所なるものを何がゆゑに特殊法人として御設置になったのか、こういうお尋ねを当時の厚生大臣にいたしましたわけですが、ところが当時の厚生大臣は、私の問いに対して、人材を集めて能率的に運営するためには、国家公務員よりもむしろ特殊法人のほうがよろしいのだというふうなお答えがあったわけですが、この場合は、わかりやすく言うと、公務員並みの給与ではいい人材が集まらないということになります。そういうことで実は今日皆さんの政府関係機関の特殊法人がございすけれども、そういう特殊法人は、いまのような名目で誕生したという歴史的な沿革があるわけですが、ところが今日では、むしろ給与等につきましても各機関で公務員に近づけるという傾向が非常に強まっております。

そこで、時間もありませんから、もう一つわかりやすく申し上げますと、国民金融公庫が公務員制からはずされるときに言われたことは、この給与というものを民間に近づけなければならぬ、そこで

賃金格差というものは二〇程度上積みしなければならぬ、あるいは政府関係機関というものは恩給制度がないわけですが、厚生年金で行くわけですから、これが不利なことは明らかです。そこで、この恩給というものがなければならぬ、その補償というものは当然考慮に加えないければならぬ、こういうことも言われてまいつておるわけですが、このことは、この特殊法人が誕生いたしました歴史的な沿革、あるいはまた国民金融公庫が公務員制というものははずされるとき言われてまいりました経緯、こういうものを考えてまいりますと、やはりこの特殊法人には特殊法人としての処遇というものが当然考えられなければならぬ、こういうことだと思ふのです。ところがそういう歴史的な沿革があるにもかかわらず、今日では要するに法の規制があるのだからというふうなことで規制をしていこうというところに、私は非常に大きな問題点があると思ふのです。私は何も組合代表でございせんけれども、組合員諸君が言つておる言ひ分というものは私はそこにあると思ふのです。ですから、ここでひとつお伺いしておきたいと思ひます。この特殊法人の性格についてどういふふうに御理解をいただいておりますのか。この点は基本的に非常に重大な点だと思ふのです。その点については神田厚生大臣からも、さらに建設省の白濱次官からもひとつお答えをいただきたい、かように考えます。

○神田国務大臣 特殊法人の性格をつくつたということとは、いま前の大臣がお答えされたということを用ひされておりましたが、そういう事情でございす。御承知のように、いまの公務員制度のままで適当な人を得ることが困難だ。給料、処遇の点につきましてもそれでございす。いまの機構からいって同一個所に長く仕事を担当していただくということもなかなか困難な事情でございす。そういう時点から考えまして、長期計画を展望してそして充実にいくという上からいいますと、いまのような制度でやっていたほうがいいのじゃないか、こういうことでござい

ます。待遇の問題あるいは処遇の問題、そういうことを十分考へて特殊法人にした、こういうことでございす。

○白濱政府委員 お答えいたします。私から申し上げるまでもなく、公団等ができた経緯につきましても、河野委員が十分御承知のこととお思ひます。政府資金だけではなしに、民間の資金も動員して、そして公共的なことに振り向けようというふうなことで発足をいたしましたことは、御承知のとおりでございます。給与の面につきましても過去の経緯はわかりませんが、現在では公務員に比較しまして、大体私どもが知る限りにおきましては、一四・五%上回つておるというふうな段階でございまして、先ほど御指摘になりました二〇%ぐらいはというふうな経緯につきましても承知いたしておりませぬけれども、いまの公団の平均というものがその程度になつておるといふことだけをお答えの中に加えておきます。

○河野(正)委員 厚生省にいたしても、建設省にいたしても、私生見と申しますか、生みっぱなしでそのあとの責任は全く持たないというものが厚生省なり建設省の態度だというふうには考えるわけですが、私はやはり生んだ以上はそれだけの責任を持つという態度というものが当然必要だと思ふのです。ところが、これは全く生みっぱなしで、あとのことについてはわれわれは承知することとできない。そこで、やはり臨時行政調査会の答申等によりまして明らかでございます。よう

る歴史的沿革があるわけですから、そういう立法の精神というものが生かされなければならぬ。それを生かさぬから私は今日の労使間の紛争があり得る、こういうふうに思ふわけですが、それですから、この特殊法人発足の精神に立ち返つてもらえば、私はこういういまの労使間の紛争というものは一朝にして消えてしまふと思ふのです。だから、きょうは厚生省と建設省ですけれども、これは農林省も関係がございすし、文部省にも関係があるということでもございす。それぞれの主管省というものは、やはりここで一度特殊法人が誕生いたしました設立の精神に返る、こういうことが初めて、労使関係というものがあらためて軌道に乗る、こういうふうに考えるわけですが、それについては、厚生大臣、建設政務次官、いかがでございますか、ひとつ率直にお答えをいただきたい。

○神田国務大臣 いまお述べになりましたことは、私もさうに考えております。それぞれみなその設立の際には、特殊の事情と使命を持つてきたことでございす。その後の運用についても、当然さういふ配慮をいくべきものだ、かように考えております。

○白濱政府委員 お答えいたします。私も、政府関係機関としての発足、また特殊法人としてのさうした性格というものが十分考慮しながら、また同時に、臨調の答申等につきましても、目下検討をいたしておるわけでありす。関係公団の職員が、われわれの仕事に十分理解して協力していただながら努力をしていただいておることは、建設省当局としても十分承知をいたしておることでございす。先ほどから繰り返し申し上げる通りに、おのずから制約を受ける問題もありませんので、今後さういふふうなこともあわせ考えながら、検討していきたいと考えておるわけでありす。

○河野(正)委員 本来建設大臣がおられると一番好都合でございすけれども、おられませんし、

答弁をいたそうとするならば、交渉はひとつ労使の間でお話し合いをいただきたい、でき上がったものについて、予算上資金上不可能な場合におきましては、これこれの処置をとります、とらざるを得ないでしょう、ただいまのところふところのぐあいでも余裕があるかどうかとお聞きなら、ただいまのところはお答えするよりしかたがございません、という程度に答えておれば無難であつたろうと思つておりますが、どういふ御答弁をなさつたか……

○河野(正)委員 そこで私は、そういうことでは不当労働行為として話がうるさくなりますよという注意をしたけれども、大臣はあえてわれわれの発言に対してはあらためて発言をされておられます。ですから、いま労働大臣がおっしゃつておられるようなことであるならば——腹は別として、一応ことばの上では、私はやはり了承せざるを得ぬと思つております。ところが、少なくとも建設大臣は、委員会においては、私が注意したにもかかわらず、そのまゝそれを放置されておるところを見ると、私が指摘したとおりでよろしい、こういう御判断だといふふうに理解せざるを得ないと思つております。そこでやはりこの問題は、あなた方は当事者能力を確立しようと努力するのじやなくて、むしろ当事者能力を抑圧していこう、これが今日の建設省の態度だといふふうに考えざるを得ぬと思つております。白濱さんどうですか。

○白濱政府委員 先ほど申し上げましたように、おことばを返すようですが、何でもかんでも、労使双方でできたことは承知まかりならぬと答弁したといふふうには私は聞いてないものであります。あくまでも三十九年度末の手当のことにつきまして、あくまでも三十九年度末の手当のことにつきましての問題と考へるのであります。ところが当事者能力の問題につきましては、私も決してこれを抑圧しようなどというところは考へていないのであります、小山大臣もそういうふうな意味での御答弁でなかったと私も承つておるのであります。

○河野(正)委員 少なくとも私は、二月二十四日の衆議院の建設委員会における発言というのは、多分に自主性なり当事者能力なりを抑圧するといふふうな理解せざるを得ないことばであつたと理解しておるわけですから、あなた方はどこまでも当事者能力というものは助長しなければいけません、だんだん当事者能力というものを擁護していかなければいけませんといふふうにお考えになるとするならば、二月二十四日の発言というものが誤解を招いたならば、それは適當でなかつた、こういうふうにお考えになりますか。この点はいかがですか。

○白濱政府委員 先ほどから申し上げますように、私その席にもいなかったわけですが、決して当事者能力などを抑圧しようとか、あるいは抑えていこうといふことでお答えしたといふふうには私は承つていないのであります。したがういまして、今後、先ほどから申し上げますように、臨調の答申などもあわせて考へてわれわれも検討していかなければならぬ問題だといふふうにお考えおるわけでありまして、大臣の答弁の中に、舌足らずと申しますか、ことばが足りなかつた点がありましてたとすれば、ひとつ御了承願ひたいと思つておるわけでありまして。

○河野(正)委員 舌足らずといふことでなくて、これは考へ方の相違を言つておるわけですから、さつき労働大臣から御説明になつたようなことが舌足らずなんです。ですから私は、あなた方の大臣といふものが舌足らずであつたといふふうには理解しておらぬわけですから、これは明らかに労使間の主体性、自主性、あるいはまた当事者能力を抑圧する言動だといふふうには私は理解をして、その委員会の席においても激しくその点は追及してゐるわけですから、ですから、その委員会の席上においてそういう理解をされたといふことは事実なんです。それから、もしそういう精神でなかつたといふことならばお取り消しになる御決意があるかどうか、この際ひとつ承つておきたいと思つております。

○白濱政府委員 大臣の答弁を私が取り消すとい

うわけにもまいりませんが、先ほどから申し上げましたように、三十九年度末の手当についての問題でありまして、そのことが労使双方で話し合いをされている最中の御質問であつたわけでありまして、したがういまして、年末手当の問題につきまして、年度末のものも含めて解決されているといふふうな考えをもつてお答えしておると思つてから、私はその点で大臣のお答えも十分御了解いただけるものだといふふうにお考えおるわけでありまして。

○河野(正)委員 了解できぬから、そういう発言にも誤解を招くような点があつたならば取り消しますといふふうにお考えにならぬですかとお尋ねをしておるわけですから、あなたが発言されておるわけではなく、大臣が発言されておるわけですから、大臣が発言されたことについてお困りになるということならば、大臣を連れてきていただきたいのです。大臣が出席されぬから、あなたは代理だから、当然大臣に対する責任を持つていただかなければならぬと思つておるのです。そういう意味で御尋ねしているわけですから、もし、二月二十四日の時点における発言の中で、そういう当事者能力を抑えるという印象を与えたようなことがあつたとするならば、それは取り消しますといふことならば了承いたします。あなたが大臣の答弁だからできないと言ふならば、大臣を出しなさい。これは官房長と約束しているのです。もし大臣が出なければこの委員会はだめですよと官房長と電話で約束しているわけですから、あなたがそういう発言の取り消しができなければ、大臣を出しなさい。

○白濱政府委員 先ほどから繰り返し申し上げますように、大臣の答弁は先ほどから申し上げるような意味で申し上げておると思つておるわけでありまして、決して当事者能力などを制限するとか制約するとかという意味で申し上げておることは私は考へていないのであります。ほかの委員会の都合で大臣が出席できなくて、その点おわびを申し上げる次第でございます。

○河野(正)委員 くだらぬから、私もことばを重ねることはちやうどいいたすけれども、しかし、この点は非常に重大な点です。というのは、当事者能力といふものが抑圧される、当事者能力といふものがだんだん奪われていくといふところに、政府関係機関の労使間の紛争といふものがあるわけですから、したがういまして、政府関係機関の労使関係といふものを一つの軌道に乗せていくためには、やはり当事者能力といふものは確立しなければならぬ、こういうことなんです。ところが、その当事者能力を抑えていこうといふふうな印象を与えたことばを、主管省でございます建設大臣が出されたことばについては、これはまことに遺憾だと考へざるを得ぬと思つておるのです。私は何も建設大臣を責めようといふことで申し上げておるのではない。いまの労使関係といふものを軌道に乗せていこう、そういう熱意から私も言つておるわけですから、ですから、私はやはりそういう労使関係といふものがだんだん紛糾を重ねていくといふことが、当事者能力を奪う、あるいは当事者能力を弱めていくといふことだとするならば、私はその点はきつちつとしてもらなければならぬと思つておる。ですから、もしそういうふうな誤解を受けたといふことについて遺憾だと思つたならば遺憾だとはつきり言つてください。それを依然として……私はもう時間もございませぬけれども、この問題のキーポイントは、当事者能力ですよ。こゝなんです、こゝが中心なんです。そういう意味で、その点はきつちつとしておいてもらわないうい、私は話が進められませぬ。厚生大臣もいまだからやるですから始められませぬよ、進められませぬよ。ですから、その点きつちつとしてくださいよ。

○白濱政府委員 お答えいたします。先ほどから申し上げますように、当事者能力を制限しようとかいふことよりいふことは、毛頭大臣も考へていなかったと思つておるわけでありまして、二十四日の発言に誤解を生むようなことがありましたとすれば、まことに遺憾であります。

○河野(正)委員　そういうように、やはり謙虚に出なければいかぬです。

そこで、せっかくあれこれ用意してきておるわけですから、時間もございませんで、触れるだけは触れてまいりたいと思いますが、その一つは、せっかく厚生大臣に御出席願っておりますから、支払い基金の給与問題について、若干お尋ねをしておきたいと思ひます。

この支払い基金の給与問題については、すでに四十三国会で支払い基金の給与問題というものは改善しなければならぬ、改善することが妥当だ、こういうふうに言われておるわけですが、これは今日依然として改善のあとが見られない。これはいろいろありますけれども、これが柱ですから、なぜ支払い基金の給与問題については改善のあとが見られないのか。これは国会の私どもの論議に対する約束ですから、約束が守られなかつたかということ、一言にして申し上げる。

○神田国務大臣　お答えいたします。

給与改善の御要望のあつたことは、おっしゃるとおりでございます。厚生省といたしまして給与改善をいたしたいということで、種々検討いたしておりますが、収入の面等もございまして、直ちにそういう正がでなかつたというのが現状でございます。

○河野(正)委員　時間がございませんで端的に申し上げますと、第四十三国会、昭和三十八年二月二十一日の参議院の社会労働委員会におきまして保険局長の発言でございますが、その一節を讀み上げますと、「私はいづれにしても、その基金の諸君の待遇というものを、ほかの公社、公団に比べて低い状態におくいはれないと思つております。これはあくまで同じでなくちゃいかぬ。」という答弁を小山さんがなさつておるわけですが、ところが、今日においても他の公団と比べますと、二年昔のものよりもなお安い、そういう状態に置かれておるわけですが。

そこで、もう時間がございませんで、一、二例をあげて申し上げますと、たとえば三十歳で六

千円から七千円、四十歳では八千七百円から一万二千六百七十円、四十五歳で一萬一千八百七十円から一万九千七百七十円、こういうふうには他の公団と比べると格差がついておるわけですが、ところが、そういう格差というものは適当じゃない。やはり他の公社、公団並みに頭をそろえるべきだ、こういうので、厚生省は二年前に御答弁をなさつておる。それが依然として、いま申し上げますように、他の公社、公団と比べてその二年前より安い、こういう状態に置かれておることは、私は国会で御答弁をいただいた約束と非常に違つておると思ひます。それだから、努力いたしておると大臣はおっしゃつたけれども、努力のあととは一つも見えぬわけですが、どういふ努力をなさつたのか、ひとつその努力をなさつた経過を具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○神田国務大臣　いま数字でお示しございましたように、他の公団と比べて基金の処遇がよくないということはおっしゃるとおりでございます。そこで何とかこれを改善したいということで検討いたしておたわけでございますが、御承知のように、保険財政全体が非常な窮乏をしておる際でございますので、直ちにその処遇を改めるということができなかつた。しかし、これは大事なことでございまして、引き続き検討いたしまして、早くその引き上げをせりたい、かように考えております。

○河野(正)委員　支払い基金の取り扱い数を見てまいりまして、昭和三十年におきましては一億六千一百五十六万二千四百件、ところが三十八年におきましては二億二千三百五十六万四千六百五十五というふうになり、取り扱い件数は倍以上になつておるわけですが、取り扱ひ件数は倍以上になつておられます業務要員というものは、昭和三十年が二千四百三十二名にもかかわりませず、今日は三千五百九十二名というふうになり、人員はそう伸びておる。このようにこの取り扱い件数の伸びに対して人の伸びが少くないということは、過度の労働を職員にしている、こういうことになつておる

と思ひます。ですから、もともと小山保険局長が三十八年の委員会においてお答えになつておるその際においても、他の公社、公団に比べますと非常に劣悪な賃金に置かれておる。しかもいま私が一、二の例をあげて申し上げましたけれども、取り扱い件数というものは倍以上になつておる。ところが人間はふえておらぬということですから、私は基金の労働者にとっては全く踏んだりけつたりというふうなかつたに終わつておると思ひます。それは保険財政が赤字だから、支払い基金の職員の給与というものは非常に悪くてもよろしいというところで、まあなかつたかと思ひます。これは大臣としても当然お考えにならなければならぬことだと思ひます。

そこで問題は、事務費の単価との問題になるわけですが、これらについても考慮が払われておらぬ。やはりこの一円二十銭を六十銭に押えたという具体的な経緯もあるわけですね。やはりこの支払い基金の事務費単価というものは、取り扱い件数当たりの単価になるわけですから、その諸経費の考え方というものが問題になると思ひます。そして、やはり人件費なら人件費の伸びというものを当然加えて、諸経費に見込みが少くない、ということにならぬと、諸経費の見込みが少くない、取り扱ひ件数というものはどんどんふえているのですから、この単価の決定のしかたというものはいまのような状態であるとしても、その経費の算定のしかた、この辺が私は非常に重大な問題をはらんでおると思ひますので、いまの人件費その他についても当然考慮されて経費というものは割り出されなければならぬ、こういうふうな思ひわけです。ところがそのほうはどつちかというのを押える。反面においては死亡退職金の積み立て金をくずしたという例もいままでにあるわけですが、これはタコが自分の足を食つていけるようなものだ。そういうことでなく、小山局長が三十八年当時国会でお約束になつたわけですから、その約束、公約というものは一日も早く果たされなければならぬと思ひます。それは保険財政が赤字だから多少やりづらひ点もあるでございませうけれども、といって支払い基金の職員が低賃金でよろしいということではない。労働過重でよろしいということではない。そのために退職者がふえていくという問題もございまして、そういうことがあつてと能率も悪くなるわけですから、私はこの支払い基金の退職者の問題についても早急に解決される必要があると思ひます。これは厚生大臣の所管ですから、向きで率直にお答え願ひたい。時間もきましたから、納得のいくような答弁をしていただければやめますから。

○神田国務大臣　いま述べになりました事実はおっしゃるとおりで、私もそういうことではいいけない、かように考えまして、処遇を一日も早く改善したい、こういう熱意でございます。ただ御承知のように保険者等におきまして財政があつたやうな状態でございますので、いろいろ御意見もあるやうでございます。しかし、御意見は御意見として、いまお尋ねがございましたように、だからといってそのままにしておいてはいけません。これはおっしゃるとおりでございます。私も同感でございますので、これはひとつ急いで検討を進めまして善処したいと考えております。

○松澤委員長　次会は明二十四日午前十時より開会することとし、今日はこれにて散会いたします。

午後二時四分散会

昭和四十年三月二十七日印刷

昭和四十年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局